

規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年6月23日（月） 15：00～16：00
2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室
3. 議 題：環境省ヒアリング
「鳥獣の捕獲に係わる規制の緩和について」
4. 出席者：【規制改革会議】
米田主査、安念委員
【環境省】
自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長 猪島 康浩

○事務局 最初、30分程度御説明いただきまして、その後、質疑応答という形で進めたいと思います。

○米田委員 よろしく願いいたします。

○猪島室長 お世話になります。環境省鳥獣保護業務室長の猪島と申します。どうかよろしく願いいたします。

○米田委員 米田でございます。よろしくお願ひします。

○猪島室長 それでは、中間とりまとめ（案）に対する環境省としての意見と、あと、参考資料としまして、4枚つづりの資料を用意させていただきましたので、これに基づき、説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、法制度上、どうなっているかと概略を御説明したいと思ひますが、資料1の方を見ていただければと思ひます。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に第2条で定義をしておりますが、「法定猟法」というものを定めております。これは銃器、網またはわなであつて、環境省令で定めるものを使用する猟法。この環境省令で定めるものというのは、銃器でありますと装薬銃、空気銃。あと、網でありますと、むそう網。また、わなでありますと、くくりわな、大穴、箱落とし等について、省令で記述をしております。

あと、この法律で言ひます「狩猟鳥獣」とは何かということも定義してございまして、その肉または毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業または生態系に係る被害を防止する目的、その他の目的、例えば研究とか、こういったものであつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼさないものとして、環境省令で定めるものとして、現在、49種類。（2）の下欄で、鳥類が29種類、獣類が20種類の49種類を定めております。

また、一般的に「狩猟」と言われておりますが、この法律に基づく「狩猟」とは、法廷猟具で捕獲をする、狩猟鳥獣49種類を捕獲するものを狩猟と申してございまして。

一般的に、狩猟は期間が定められているということは周知されてございまして、「狩猟期

間」は毎年10月15日、北海道の場合は9月15日からでございますが、翌年の4月15日までの期間で、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間を「狩猟期間」として定めております。

第6項で、環境大臣は、第3項の狩猟鳥獣を定める環境省令を定める、またはこれを変更とするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聞いた上で、農林水産大臣と協議をするとともに、中央環境審議会の意見を聞かなくてはならないというのが、法律上、定まっております。

1枚めくっていただきまして、法律に基づきまして、環境大臣が鳥獣の保護を図るための事業の実施のための基本的な指針というのを定めるようになっております。平成18年に鳥獣保護法改正をしましたが、その改正鳥獣法を踏まえて、今年の1月24日に、新たに指針を策定しております。この指針におきましては、狩猟鳥獣の取扱いについての方針というのを定めております。

以下、「対象種の考え方」でございますが、以下の①、②に該当する鳥獣として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第3項に基づき定める。

また、国は、鳥獣保護事業に係る基本指針を5年ごとに見直す際に、以下の①、②の選定の考え方に基づいて、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行う。5年ごとに見直しを行うということを、ここに明記しております。

該当するものとして、①は、次のア、イのいずれかでございますが、1つがアとして、鳥獣の対象として資源的価値を有するもの。これは肉として利用するとか、あと、毛皮として利用するとか、こういった利用価値のあるもの。

イとしまして、生活環境とか農林業被害、農林水産業または生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

このいずれかに該当する鳥獣であって、もう一つ、②としまして、狩猟鳥獣とした場合に、狩猟というのは期間は定めておりますが、捕獲する制限というのがほとんどございませんので、一方ではコントロールがしづらい面もございます。そういった中で捕り過ぎとかがあった上で、その生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれがない。狩猟鳥獣にしたときに、いろんな狩猟者の方が捕獲をされたときに、1度に数が減って、種が絶滅をするようなおそれ、もしくは絶滅するような状況になるほど、数が減るといったことがない。そういったものを狩猟鳥獣として指定をする。そういったこととしております。

それで、反論ペーパーと言いますか、アンケートの意見に対するところで御説明をしたいと思っております。

法律上の大きな枠組みは、今、御説明したとおりでございますが、鳥獣による被害は農山村で非常に深刻だというのは、私どもも重々、現場を見たり、農林水産省さんといろんな協議をする中で承知をしております。平成18年に鳥獣保護法を改正をいたしまして、こ

の改正のときに、一部規制の緩和をしております。

1つは、休猟区でも特定鳥獣、イノシシとかシカみたいに被害を及ぼすような鳥獣については休猟区、休猟区というのは猟期であっても狩猟をしてはいけないところですが、そういう休猟区でも狩猟を行えるような規制緩和をしておりますし、今まで狩猟の免許というのが大きく3つございました。第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、それと、網・わな免許。

第1種銃猟免許というのは、装薬銃、火薬で弾を飛ばすもの。

第2種銃猟というのは、空気銃でございます。空気銃ですから、殺傷能力が弱いので、どちらかというところと鳥とか、そういうものに使うものです。

3番目が、網とわな。網は、鳥を網で捕獲する。わなは、囲いわなとかでイノシシとかシカを、囲いわなとかでシカを捕獲するようなもので、一般的に網は鳥、わなは獣の方を捕獲をしておりますして、網わなの両方合わせたもので1つの免許としておりました。しかし、農家の方々が、非常に捕りづらい面もあるだろうということで、むしろ捕りやすくするために、網とわなを免許を2つに分けております。併せて、狩猟のときに納めていただきます狩猟税も2分の1ずつ軽減をして、できるだけ山村の農家の方々が狩猟免許を取って、捕獲をしやすいような形にしております。

もう一つは、平成19年、昨年12月でございますが、鳥獣被害防止特措法が制定をされております。この鳥獣被害防止特措法は、特に農林水産業被害の顕著な地域で、市町村長が計画を定めれば、そもそも鳥獣の捕獲を許可を受けてやらなくてはならない、その許可の権限者というのは県知事でございます。それを市町村に下ろすことができるといったような仕組みも、市町村の要望でできるようにしております。

こういった制度改正も行ってきておまして、まさに現場での取組みが今、始まったばかりといった状況でございます。こういった中で、3つの御指摘がありますが、これらの規制緩和については、個別には後で申し上げますが、安易な鳥獣の捕獲の助長でありますとか、危険防止の観点から、適切な鳥獣の保護管理に影響が生じる懸念があるために、規制緩和の対象から除外していただきたいと考えております。

まず、参考資料4枚目を開けていただきたいと思います。野生鳥獣の捕獲は、大きく2通りございます。「狩猟と有害捕獲について」という表でございますけれども、野生鳥獣を捕獲するときは、狩猟で捕獲する場合と有害で捕獲する場合とございます。

狩猟で捕獲する場合というのは、先ほど言いました49の狩猟鳥獣を狩猟の期間に定められた猟法、法定猟法で定められた猟法で捕獲を行う。この捕獲をできる者というのは、狩猟者。狩猟免許を取得し、毎年度行う狩猟者登録を行った者。

もう一つは、有害捕獲でございます。これは農作物等の被害防止のために、都道府県知事、今は市町村長に権限が委譲されている場合もございますが、知事の許可を受けて捕獲をする場合。この2通りが、大きくございます。

違いというのは下の表に整理しておりますが、狩猟は、先ほど言いましたように狩猟

期間に法定猟法で狩猟鳥獣の捕獲を行う。有害捕獲の場合は、農林水産業または生態系等に係る被害の防止の目的で鳥獣の捕獲等または鳥類の卵の採取を行う。

対象鳥獣は、狩猟は、狩猟鳥獣 49 種でございますが、有害捕獲の場合は、規制はございません。

捕獲及び採取の事由、狩猟の場合は理由というのはございませんが、有害捕獲の場合は、農林水産業被害、もしくは生態系被害等の防止のために行う。

個別の手続でいきますと、狩猟については不要でございますが、有害捕獲については許可を受ける必要があります。許可は、都道府県知事もしくは、現在、権限委譲されているところでは市町村長ということになります。

資格は、狩猟の場合は狩猟免許を取得し、毎年度の狩猟者登録を受けた者。有害捕獲については、原則として狩猟免許を受けた者が対象となります。

捕獲できる期間ですが、狩猟の場合は期間を定めております。有害捕獲については、1 年中、許可された期間はいつでも構わない。

どんな方法で捕るかというのは、狩猟は法定猟法でございますが、有害捕獲の場合は劇薬を使うとか、爆薬を使うとか、特別な事由、危険な猟法を除いては方法は問わない。

有害捕獲の許可はどういった手続でなっているかというのを御説明したいと思います。1 枚戻っていただきますと、まず、申請者が都道府県知事、地方自治法に基づき権限が委譲された場合は市町村長、先ほど、昨年制定されました特措法に基づき権限委譲を受けた市町村長であれば市町村長です。申請が上がってきまして、審査を行います。都道府県知度が策定した許可基準がありますが、この許可基準に合致する場合は許可をする。法律上は目的に合っていない、または鳥獣の保護に重大な支障を及ぼす、生態系の保護に重大な被害を及ぼす、住民の安全等に支障を及ぼすといった場合を除き、許可をしなければならないといった法制度上のスキームになっております。許可を受けた方は、許可証を携帯をしないといけない。捕獲した結果についても、報告をいただいているといった状況です。

現在、市町村にどれだけの権限が下りているかといいますと、下の参考で、平成 19 年 4 月現在のものを示しております。すべての市町村が 39 都道府県、ほとんどの市町村で 5 都道府県、委譲を全くしていないというのが 3 都道府県といった状況でございます。

それでは、また、意見に対する反論ということで、こちらのペーパーに戻っていただきたいと思えます。狩猟鳥獣の対象範囲の拡大でございますが、先ほども申しましたように、狩猟鳥獣というのは狩猟資源としての価値、被害の実態や対象となる鳥獣の生息状況を科学的に検証をいたしまして、審議会等の法定手続を経て慎重に検討されるもの。限られた地域で被害があることだけによつての狩猟鳥獣の指定というのは困難でございます。

なお、ヤギは、一般的には飼育下にある動物であり、野生化しているものというのは極めて限定的な地域になっておりまして、生息数についても全国的な観点からはごくわずかである。

狩猟鳥獣の狩猟による捕獲につきましては、個々の狩猟者が行う狩猟鳥獣の捕獲行為に

ついて審査するものではないため、所有者の有無を客観的に判断できないといった問題がございます。狩猟鳥獣にした場合、野生のヤギなのか、放牧されて所有者がいるヤギなのか。狩猟者が判断をして、捕殺、捕獲をするというのは非常に難しい。誤って他者の財産であるヤギを誤射等した際の所有権の侵害のおそれがあるということから、狩猟鳥獣には適さないと考えております。

限られた地域の実情に応じた鳥獣の個体数管理を確実に行うためには、計画的な捕獲が有効でありますので、許可捕獲、許可を受けて行なう捕獲の対応が可能であると考えております。

2つ目の狩猟方法等の柔軟化でございますが、鳥獣法においては、農林水産業等の被害防止を目的として、都道府県知事の許可を得て行う鳥獣の捕獲については、人への危険というものが予想される捕獲方法、鳥獣に過度に苦痛を与える方法または鳥獣の生息に重大な支障を及ぼす捕獲方法を除き、捕獲方法や期間についての規制はございません。

3番目、カラス等の捕獲に係る手続の簡素化でございます。鳥獣保護法では、生活環境へ被害を及ぼしているまたは被害を及ぼすおそれのある鳥獣の被害を防止する目的で、許可を得て行う鳥獣の捕獲等について可能としております。許可権限者は、申請内容が法令に定めた目的に合致したものであるか否か。こういったものを適正に審査した上で許可をする責務がございます。事後報告といった制度では、捕獲する鳥獣による被害の程度、または適正の捕獲手段であるか否かの客観的な確認ができないため、鳥獣の保護管理を推進する上で適当ではないと考えております。地方公共団体においては、許可制度の弾力的な運用を通じ、手続の迅速化を図ることが可能でありますので、事後報告制度を導入しなければならないといった合理的理由はないと考えております。

せっかく用意しましたので、参考資料で、資料2でございます。鳥獣の捕獲に係る許可制度、許可を受けて行う鳥獣の捕獲でございますが、鳥獣法では野生鳥獣または鳥類の卵について、狩猟による捕獲する場合を除き、原則として、その捕獲、殺傷または採取は原則禁止でございます。しかし、農林水産業被害等を生じている場合や、学術研究上、必要が認められる場合などは、環境大臣または都道府県知事の許可を得て、野生鳥獣または鳥類の卵を捕獲することが認められております。

環境大臣と都道府県知事に権限が置かれておりますのは、環境大臣は非常に希少な鳥獣の捕獲、または国が指定して管理をしている国指定鳥獣保護区内での捕獲、これは環境大臣が権限を持っております。また、都道府県知事はそれ以外のものについて許可を行う。

先ほども御説明しましたがけれども、大多数の都道府県では、地方自治法第153条の規定に基づいて、その捕獲権限というのはほとんど全部または一部市町村長にも委任をしているといった状況でございます。

更に、昨年末に公布、今年の2月に施行されました鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、この法律の規定では、被害防止計画を作成した市町村長が、捕獲の許可権限の委譲を受けたいという申し出をすれば、権限を下ろせるような

仕組みを可能としております。

許可基準につきましては、都道府県が鳥獣保護事業計画において捕獲の目的別に、鳥獣の種類・員数、期間、区域、方法に関する要件等を定めているといった状況でございます。

私の方から説明は以上でございます。

○米田委員 どうもありがとうございました。

では、この度のこちらから投げかけさせていただきました質問を一つひとつ見て、いろいろと御指導いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。よろしいですか。

○事務局 はい。

○米田委員 今、鳥獣のところとかたくさん御説明いただいたので、中にはちょっと誤解したり、基本的なところが了解できていないところもあるかもしれませんが、そのことも含めてお願いします。

最初に、まず、奄美大島のヤギのように、いわゆる 49 の種類の中に入っていないけれども、ある特定の地域においては著しい被害が出ているものについての規制改革、規制緩和についてお尋ねしたいと思います。

まず、1つお伺いしたいのは、奄美大島では例えばヤギが被害を及ぼすことがある。ある長崎県の島では、聞くところによると、イノシシと豚がかけ合わされたイノブタが異常に繁殖しているというような情報を私は聞いたことがあります。それから、どこの島か覚えておりませんが、レジャーランドで飼っていたようなクジャクが、そのレジャーランド廃止とともに野生化して、異常繁殖して、それが結構危害を及ぼしているというような例もございます。

いわゆる日本全国を一律に、この 49 種類のものですよと縛るというのも 1つの方法かと思いますが、こういうふうにはいろいろなものが、いろいろなシチュエーションの中で害獣化していく中で、例えばこの地域では、地域の特性に応じて、自分たちの地域では、これは狩猟鳥獣に指定できるような制度というのは結構必要ではないかと思われるんですけども、それについてはいかがお考えですか。

○猪島室長 まず、狩猟鳥獣というのは、基本的に先ほど申したように何らかの資源的利用ができる、または農林業等の被害の防止の視点から駆除をしなければいけないものといったものを狩猟鳥獣にしているわけですが、狩猟できる期間というのは非常に限られ、なおかつ、狩猟者が狩猟という行為で行っているものです。

○米田委員 そうしたら、例えばレジャーランドから逃げ出したクジャクがその島で繁殖した場合には、狩猟鳥獣のこの法律では駆除できないんですか。

○猪島室長 いえ、先ほど言いました有害捕獲という仕組みでやっていただければ、十分対応できるわけです。

○米田委員 有害捕獲の場合は、特に捕り方には制限はなかったんですね。銃で捕ってもいいんですか。

○猪島室長 ないです。例えば非常に危険な猟法というのは許可をしません、狩猟とし

てやる行為より、幅は広がってきます。

○米田委員 つまり、銃も空気銃も箱わなも含めて、もっと広くそれを使うことができるわけですね。

○猪島室長 はい。

○米田委員 でしたら、有害鳥獣で捕獲するときは、その島の人が、例えば市町村長さんが許可をすれば、捕獲できるんですか。

○猪島室長 だから、奄美の例で言いますと、実は、奄美のヤギの関係は特区でも申請が出ておりました。一応、対象から外れたわけですが、先週末、うちの担当者が奄美のヤギ被害の現状を見に行ったんですが、全く現場の職員の市町村の担当の方が鳥獣法を理解されていまして、狩猟鳥獣でないと銃で撃てないとか、有害捕獲したものは後で食料として利用してはいけないといった、鳥獣法の解釈が不十分であったというのが、1つ大きな原因だと思います。

○米田委員 ということは、有害捕獲の申請を出せば、それは捕獲でなくても、鉄砲で撃っても捕獲なんですか。

○猪島室長 殺傷、殺すことも捕獲等の中に入れておりますので、何も生け捕りをするのだけが捕獲ではございません。

○随行者 一例を挙げさせていただきますと、東京都の小笠原でもやはり野ヤギの被害が発生してまして、これは奄美大島以上に被害が大きいわけなんです。小笠原諸島は世界遺産への申請とかいうことで非常に話題になっておまして、あそこの場合は、東京都自らから自分に対して、実施主体が東京都で、許可権限者たる知事に対して、東京都知事が東京都知事に申請を出して許可を得て、今、野ヤギの捕獲事業をやっております。それも銃とかも使っています。

○米田委員 こういう場合は有害捕獲ね。

○猪島室長 許可捕獲ですね。許可を得て、捕獲をする。

奄美の場合は、従前であれば、鹿児島県知事が権限を持っていた。今も持っていると思うんですが、昨年の特措法では、奄美大島の市町村長さんが市町村計画をつくって、権限をうちに委譲してほしいということで、特段の理由がなければ、鹿児島県知事から市町村長に権限は下りますので、自らが計画をして、自らが許可をできる仕組みが既に法制度上でできております。

○米田委員 だけれども、クジャクの繁殖も、属する市町村長さんが自ら計画をつくって、有害捕獲で駆除すると決めれば、駆除できるんですか。

○猪島室長 そうです。だから、権限を持っている知事さんと協議をすることになっておりますけれどもね。

○米田委員 権限を持っている知事さんと協議をする。ただ、その場合も、特措法で狩猟計画か何かつくった市町村長さんは権限委譲されているんですか。

○猪島室長 計画をつくっていただきます。だから、無秩序ではなく、被害防止計画。

○米田委員 そうしたら、失礼なんですけれども、私も人から聞いたことで定かではありませんが、長崎県の離島で起こっていると聞くイノブタの繁殖も有害捕獲で対応できるわけですか。

○猪島室長 できます。

○米田委員 では、逆に聞きますが、狩猟鳥獣に指定されているものも有害捕獲できるんですか。

○猪島室長 できます。イノシシもできます。イノブタはイノシシと同じ範疇で、今、やっていますので、イノブタはイノシシとして有害捕獲もできますし、狩猟期間中も狩猟として捕獲できる。

○随行者 例えば許可捕獲であれば、天然記念物に指定されるニホンカモシカも捕獲できます。

○米田委員 そうしたら、今、シカの被害がひどいですね。シカの被害がひどいところは、その地域で狩猟計画をつくって有害捕獲すれば、狩猟ではなくすれば、猟期が通年でもできるんですか。

○猪島室長 有害だったらできます。狩猟は11月から2月という猟期を定めておりますけれども、有害捕獲であれば、通年。

もう一つは、昨年までは、狩猟ではニホンジカでは雌は撃ってはいけないという規制をかけていました。これは雌を捕獲すると、著しく数が減り始めると、物すごい加速度的に生息数が減るので、これまではずっと雄ジカしか捕ってはいけないという規制をかけておりましたが、昨年からは、雌ジカも狩猟でも捕獲できるようにしておりますし、有害であれば、何ら被害が生じるおそれがある、もしくは生じていれば、有害で年中捕獲をすることができます。

○米田委員 有害にもっていくのか、狩猟にもっていくのかという権限はもともとは知事さんで、今は特措法で一部市町村長ということなんですか。

○猪島室長 有害でもっていくか、狩猟でもっていくかという、狩猟というのはそもそも狩猟者が趣味として、ハンティングとしてやっている行為で、どちらかという規制をかけていたわけです。いつでも、どこでも撃たれると、住民の安全上、問題があります。

例えば特に11月から2月まで猟期を限っているというのは、特に落葉時など葉っぱが落ちて雪に覆われれば、人も行かないし、見通しが利きやすい。これが夏の葉がいっぱい茂ったときに狩猟をするということになると、物音がしただけで、慌て者は銃を撃ってしまうんです。そうすると、人を撃つ可能性も非常に高い。だから、そういう意味では、狩猟者が自分の趣味としてやるハンティングについては、期間を非常に安全な期間に限定をして、猟法、狩猟の方法も人に危害を与えない、または狩猟する本人もけがをしないような一定の規制をかけてやっている。

○米田委員 なるほど。ということは、エゾシカも北海道では現在、有害ですね。だから、有害捕獲で通年、捕獲できるわけですね。日本のシカもサルも。

○猪島室長 サルは狩猟鳥獣になっておりません。

○米田委員 有害捕獲だけですか。

○猪島室長 有害捕獲でやっています。

○米田委員 有害捕獲をするかどうかに対する規制は、また、あるんですか。どこから先が有害で、どこから先が有害でないというようなこと。

○猪島室長 被害があれば、もしくは被害の発生するおそれがあれば、もう有害捕獲でやるということですよ。

○随行者 だから、被害もないのに申請すれば、それは認められませんが、被害が実際にある、もしくは明らかに被害が起こることが予想されるのは、計画的な捕獲を申請して許可さえされれば、有害捕獲できる。

○米田委員 となると、イノブタもクジャクもみんな問題なく捕獲できるわけですね。

ということで、1つお伺いしたいんですが、どうして奄美の方とか、私、地方をずっと回っている人間なんですけれども、各地で今のような訴えを聞いたことがあるんですが、それはこういう法律になっているということの周知が足りないんでしょうか。

○猪島室長 正直言って、我々、自分で担当していて、鳥獣法というのは非常に難しいと思います。そもそも市町村というのが、これまで鳥獣の法律の枠組みの中に役割というのがなかったんです。しかし、実態上は、有害のときだけは市町村が主体に動いておりました。今回、特措法では市町村の役割ということを明確にしておりますので、これからますます市町村が積極的に取り組んでいただけたらと思います。我々も鳥獣法の仕組みというのはもっと周知するように、やはり取り組んでいく必要はあると思います。

○米田委員 法律も多いですから、市町村の方もいっぱい権限委譲されて、全部の法律を自分でマスターして的確に運用するというのも難しいことだと思います。特区で、例えば奄美大島のヤギが出てきても、すぐに今のような明快なお答えがくれば納得ということだったんでしょうけれども、それがこのぐらい長期間に及ぶということは、やはり、今、言われたような趣旨の周知が足りないという現実があるわけですね。

○随行者 補足させていただきますが、奄美大島の場合も、特に顕著なんですけれども、結構ほかの市町村もなんですけれども、今、鳥獣被害対策としての鳥獣保護法、許可申請というのがある。ここ10年ぐらいにはかなり運用も弾力的に図られてきていますし、法律、省令も改正して、捕獲許可が緩和しているところです。しかし、やはり市町村の担当者の方はどうしても昔ながらの、かつて厳しい状況にあったので、安易に許可を与えれば怒られるということで、非常に厳しい、硬直的な運用をされるということも聞いています。

ほかの市町村の例ですけれども、鳥獣保護法では申請者とはだれでもできます。被害を与えられている人はだれでもできますよというのに対して、更に、市町村独自の基準で、許可申請をできるのは区長に限られるとか、個人は認めないとか、猟友会に限るとか、自己基準をつくっているところがいっぱいある。そこら辺でなかなか農家の方々が、自分で申請できるのに区長さんでないとできないとか、そういった自ら規制をつくっている市町

村が結構ございますので、そこがハードルになっているというような実態があるというのが、私ども、ここ数年わかりましたので、そこはもっと弾力的に運用する通知等は出しているところなんです。

○米田委員 なるほど。ただ、今、聞けば、初めて私も理解できるんですが、やはりそういうことの周知徹底をもっと図るべきだというような形での案文というのはつくることはできますね。

○猪島室長 そうですね。周知徹底はいずれも私がやらなければいけないし、今回。

○米田委員 というのは、結構要望が出ていて、こちら側としても、ただ、できるはずですよでは、そこにも窓口の方がおられて、その方が理解不足ということもありますので、逆に、こういう場を利用して、ここまで弾力運用されていて、権限も地方分権されていて、こうなっているということを書いて、それに対して周知徹底をもっと図るべきであるみたいな形の案文というのはいかがでしょうか。

○猪島室長 そういった意味では、こういった具体的にこんなのを規制緩和と言われるのはとてもできないんですけれども、周知であれば、どんなことを周知するかというのを具体的に書かなければいけないんですか。どの程度ぐらいのイメージなんでしょうか。

○事務局 有害捕獲について、全般的イメージですかね。

○岩村企画官 前に通知を出されたときは、先ほど御説明あったかと思うんですけれども、要するに、地方で独自の、それはいつの段階でどういった内容の通知を出されたんですか。

○随行者 例えば一番最近のものであると、鳥獣保護法の規定の中に鳥獣法事業計画、これは都道府県知事が5年ごとに立てる法定計画なんですけれども、法定計画を作成するに当たっての基本的な考え方というのを告示で環境大臣に示すことになって、これは平成19年1月29日に告示しているんですけれども、その中で有害捕獲を許可するに当たっての考え方ということで、かつては許可申請に対して、許可する期間は現場の方では1週間とか2週間とか非常に硬直的にやられていたんですけれども、最近は弾力的に運用するようになっているということで、基本指針の中では特段の支障がなければ、1年間を通じた期間も出していいですよとか、そういうふうには書き込んでいるんです。場合によっては、複数年にわたっても出していいですよという。

○米田委員 せっかくそこまで頑張って緩和されているんだったら、本当にもっと。

○猪島室長 どちらかと言いますと、今、委員の先生方の御懸念のとおり、本当、山村での鳥獣被害というのが物すごい深刻なものですから、我々はその被害を軽減するため、どうすべきか。やはり個体数の調整というのは、かなりやらなくてはいけないというのは十分認識してまして、都道府県には計画をつくって、もっと個体数管理をきちんとやっていただきたいと随分お願いはしているんです。

こういった状況になった原因とすれば、山村の過疎化・高齢化であったり、耕作放棄地とかいろんな要因があると思います。そういった鳥獣が増える要素というのがごらんのようであって、一方では、狩猟者が山村の人口と同じように、過疎化、高齢化で減ってきて

おります。ただ、1人当たりの有害捕獲数は各段に増えているんです。やはりみんな老体にむち打って一生懸命被害防止のためにやっておられる中で、更にもっと捕ってくださいというのはなかなか言いづらい面はあるんですが、やはり数をかなり減らさないと、この被害は減っていかないということで、我々は、住民もしくは捕獲する方々の安全を確保した上で、その安全とかを抜きにして何でもやってもいいというのは、我々はそれはとても言えませんので、安全を確保できるようなやり方で、できるだけイノシシとかシカの害を減らすためには数を減らしていただきたい。

そのために特措法をつくって、農水省さんも交付金を新たに、今年度48億だったですかね。予算措置をされたりとか、総務省さんに、我々も農水と一緒にお願いをして、特別交付税交付金、これは有害鳥獣捕獲については、これまで繰入率が0.5だったんです。それを今年度から0.8。例えば100万、捕獲に要する機材を買ったりとかしなければいけないときに、農水省さんが半額保証します。50万、町が負担しなければいけない。その町が負担する50万に対して、今までの繰入率は50%、25万繰入れができたのを、今度8割ですから、40万繰入れができる。だから、100万の事業に対して、自分のところの自己負担を10万程度で抑えられるぐらいの財政措置も、我々は裏の方でいろいろお願いしながらやっている。そういったやり方をしながらも、できるだけ鳥獣被害というのを軽減をしたいというのは同じ気持ちです。

○米田委員 確認なんですけれども、狩猟方法の柔軟化で箱わなとかも、あれも、だから、有害にしまえば、その市町村の計画でできるわけですか。

○猪島室長 できます。

○米田委員 了解しました。

最後の、1つまだ残っている例のカラスの卵なんですけど、これにつきましては、今までの話は勿論、中山間地の農産物の被害の深刻さに関わるものなんですけど、これはどちらかというと、都市部の人が多く住むところのカラスの卵の捕獲に関する手続の簡素化ですが、これは実は要望として、見つけてすぐに捕りたい。卵を見つけました。それから、都知事に許可を出します。それで、許可が下りて捕りに行くと、いろんなことでなかなかすぐに捕れないということもあるので、見つけたらすぐに捕れるような事後報告をお願いしたいということで来ているんですけれども、それは今までの話とは別の話になるかなと思うんです。

○猪島室長 ただ、事後報告だと、被害の程度は、うがった見方をすれば、被害がなくても、いたずらにやったとか、例えばやり方が適正でない。そういった事前にチェックをしないままにやった後に、結果として出てきますので、それも特に、卵というのは安定的な生息数を確保する上では、繁殖行為の1つでございまして、やみくもに何でもかんでも捕ってしまうというのはいかがなものかと考えております。ある程度、どれぐらいの数をやればいいのかという、生息数に応じた捕獲数というのはあつてしかるべしといいますか、無秩序にだれでも捕ってもいいということになりますと、一気に数が、生息が見られない

ような状況になるとか、そういった事態にもなりますので、あらかじめ許可を得ていただいた上で、捕獲をしていただくというのは変えられないと思います。

ただ、許可のやり方でございますが、常にカラスの被害があるのであれば、先ほど言いましたように、年間を通じて捕獲許可というのは取れるわけですから、市町村が捕獲する者を、ある程度住民の方々をだれでも捕れるようにして、自ら許可をすとか、それは運用によって幾らでもできるはずで。

○随行者 例えやり方としましては、先ほど申しましたとおり、事後報告で言うと、どうしても適切な方法で処理されたのは、被害は本当に申請内容どおり出てくる。確認できずに、やはり許可という制度から逸脱した形になってしまいます。

結構、私ども聞いておりますのは、例えば市町村内にほとんどの、今、カラスですと、許可権限が市町村長に下りていると聞いておりますので、例えば市町村長が自分の職員、鳥獣対策担当の職員の数名に1年間を通じた許可を与えている。専用の職員です。住民から電話がくれば、その職員がすぐ出かけて行って、現地を見て、これは問題ないという、その職員自らが捕獲する。そうすれば、許可を受けた人間が捕獲する分で、全く問題ないですし、例えば職員がやらない場合は、業者に年間を通じて請負契約、出来高払いとかとやっているところもあると聞いています。その場合は、その許可を受けた業者が、住民から電話を受けた職員からその業者に連絡がいて、業者がその住民の家に出向いて、現地を確認して、確かに危害を与えるおそれがあるということで、捕獲するというような仕組みをやって、うまくやっているとは聞いております。その辺は、運用の方でできるのではないのかと、私どもは考えているところです。

○安念委員 そこまで柔軟に運用するなら、結果においては、事後報告と何が違いますか。

○随行者 それはちゃんと許可を得た人間が、ちゃんと基準をよくわかった人間が現地に出向いて確認するということです。事後報告は、住民が、その辺の知識がない人が自ら捕獲するということですね。

○安念委員 知識のない人は、これをとるために許可を要することも知りません。同じことではありませんか。

私も知らなかったです。ローヤーだけれども、カラスの卵を捕るのに許可が要るなど、全く知らないですよ。恐らく知っている人はほとんどいないと思います。つまり、知らない人間は、それでなおかつ捕ってしまおうと思ったら、どっちみち許可など受けません。つまり、そういう意味で同じだと思うんです。

しかも、許可が要りますよなどということ、これから周知徹底するところで、もともとできる相談ではなし。つまり、結局、知っている人間しか許可を受けようというインセンティブはないわけです。そうすると、事後報告でもほとんど同じでしょう。

○随行者 ただ、先ほどの周知徹底が足りなかったというのは、それを今度、周知徹底。

○安念委員 いや、違う。それはすべての住民にそんなことをわからせようというのは、それは無理です。つまり、知らない人間はどっちみち知らないんです。知らないで捕って

しまうわけです。そういう人間は、客観的には違法なことをやっているんだけど、それはどうにもしようがないです。それを法の網をかけようといっても、もともとできっこない相談なんです。知っている人間だけが許可を受けることになるんだから、知っている人間なら、あらかじめ基準をつくっておいて、事後報告でもいいということにしても、余り変わらないのではないかなと思ったものですからね。

○猪島室長 だから、知らない人がそれをむやみに捕っているかと言えば、そうではないと思いますけれどもね。

○安念委員 そうでしょう。だから、同じではないですか。知っている人は捕っているんだから、それなら知っている人にとっては事後報告だろうが、許可だろうが大した違いがないことになるではないですか。

○猪島室長 その許可する、知らない方が許可を受けなくてやれば、それはいろんな方がどれだけの数でも構わないということですね。

○安念委員 許可をするときに、例えば年間何個までしか捕ってはいけないとしているんですか。

○猪島室長 数量も示しています。

○安念委員 それはどういうふうに決めているんですか。その決める基準は何ですか。

○猪島室長 基準は、その生息に著しく影響がないような形です。すべての卵を全部。

○安念委員 いや、それは同じことです。事後報告させれば、全体でもうこれ以上捕り過ぎると生息数に影響があるので、ここでやめましょうということにすればいいわけではないですか。

○猪島室長 事後報告でも、では、どれぐらいの数量をいつの時点でどれだけ捕ったかとか、では、だれが何個捕ったかというのを常に把握するのはだれか。また、その把握することも非常に困難ではないか。

○安念委員 許可にしたって同じです。いちいちモニターすることなど、できやしないんだ。本当にどういう行動をとっているか。

○猪島室長 でも、許可の場合は、ちゃんと許可した分の総量の枠の中で、いつどれだけ捕ったかというのは、ちゃんと報告をもらうようにしています。

○安念委員 だから、事後報告と同じではないですか。それを報告はしると、それは同じですよ。

○随行者 許可を出すときに、何羽捕る分を許可出しますよ。

○安念委員 だから、事後報告でも同じではないですか。何かのルールで全体の枠はこれだけと決めるわけです。そうすると、同じことになるではないですか。

○随行者 先ほど申した許可というのは、あくまで許可権限者、許可を出す段階で、今まで何羽捕獲されているか、この地域はどういった状況にあるというのは知った上で、職員なり、契約している業者なりに指示するわけです。事後報告の場合は、全く今、何羽捕れている状態になるのか。どの地域、いわゆる本来ある、保護すべき地域にいるものかどうか

かというのをわからないままに捕ってしまうという危険性があるわけです。

○安念委員 まあ、いいや。これはわかりました。お考えはわかりました。

○猪島室長 卵の捕獲だけではなくて、個体数の捕獲も合わせて許可の対象にしていますので、それは卵だけではなくて、実際、繁殖の対象になっている生体の捕獲も、一緒に許可の対象にしております。

○安念委員 このとりまとめ（案）は、生体の捕獲についても規制緩和しろと言っているわけではなくて、卵についてだけ特定の申しあげているわけです。それはわかります。おっしゃることはわかります。ゆっくり研究しましょう。これは別に交渉するマターではないから。わかりました。ありがとうございます。

○岩村企画官 済みません。戻ってしまって、先ほどのお話で恐縮なんですけれども、1月29日に通知に出されたというところで、先ほど、申請主体がだれでもいいんですよというようなことに関して、何か通知の方に出されているかということはどうですか。

○随行者 申請主体はの中で、基本指針の中に申請できる者という基準も基本的な考え方は示してありますので、その中にも当然、被害を受けている者が申請主体ということは、基本指針の中にすべて書き込んでおります。

○岩村企画官 なるほど。それはホームページか何かで公開されておられるんですか。

○随行者 出ています。

○岩村企画官 そうですか。後ほど、こちらで記載を確認させていただきます。

○米田委員 今日は、狩猟と有害捕獲の差というのを、私も今日、初めて聞いて、なるほどと理解できたんですけども、地方の多くの方がまだ理解されるどころか、知らない方が多々おられるようですので、その辺の周知徹底をやはり一緒に知恵を絞って、措置できたらと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

○安念委員 有害捕獲は、農村みんな年寄りになってしまって、目も薄くなって、ろくすっぽ鉄砲を扱うといってもなかなか難しいです。そうすると、専門のハンターを金を払って雇うという方向にだんだんなっていくんですかね。それしかないでしょう。

○米田委員 専門のハンターでも有害捕獲できるんでしょうか。

○安念委員 勿論、主体は限定がないわけだからね。

○猪島室長 今、おっしゃっているのは、ガバメントハンターみたいなイメージだろうと思うんです。

○安念委員 そうです。だから、事実上、実際、給料というか、そういうのをもらってやる人でないと、これからやっていけないでしょう。

○猪島室長 先ほど言いました特措法の中で、市町村長さんが被害防止計画を定めて、その計画の1つとして、被害防止実施主体委員というのを任命できるようにしております。この有害鳥獣被害防止実施主体委員隊というのを設けるようにできるようにしてしまして、これは一般の住民の中でも、市町村職員でも構わない。鉄砲を持っている方だけではなくて、わなをかける方も含めてですね。

私ども関係省とすれば、狩猟者をやはりもう少し増やしていく必要がある。後継者を育てていく必要があると思っておりますので、今、そういった意味で、狩猟講座を県が開きやすいような教材を提供するとか、狩猟をする管理猟区の中での狩猟者育成のプログラムをつくるとか、そういった取組みは、今、進めているところです。

○安念委員　しかし、何の関係もないことなただけけれども、銃器犯罪が増えていますなどというのでネガティブな反応を世論はするかもしれないですね。勿論、本当に何も関係のない話なただけけれどもね。犯罪などに使うはずがないんだからね。世論というのはなかなかわからないから、そこは確かに慎重に進めなければならないところでしょうね。

○猪島室長　本当にそうですね。去年の長崎の佐世保の事件以降、警察庁さんが47都道府県警を使って、銃の一斉点検というのをやられています。このときに、大体9,000丁ぐらいを返納したという話が出てきますので、もうやめる。1人3丁持っておられるので、そういう意味では2,000～3,000人ぐらい狩猟をやめられたのか。競技射撃の方もおられるので、一概には我々も数字がつかめませんが、最大、昭和45年に狩猟者53万人いました。今、20万を切っております。かつ、60歳以上が約半分。

○安念委員　ということは、かなりの程度は、ただのペーパーシューターなんですか。

○猪島室長　60歳以上の方も、70歳を超えても結構、有害駆除とかには出られています。NHKとかでも、長野のシカ被害とかの駆除状況とかがテレビに出ていましたけれども、結構70を過ぎた方でもですね。

○安念委員　大したものだな。山道を歩くだけでも息が上がるのではないかと思うので、では、えらいものですね。

○米田委員　全然話が違うんですけれども、個人的関心から聞くので不適切かもしれませんが、クマは1度捕えて、やはり山の中にあれは離すことの方が多いんですか。

○猪島室長　捕殺する方が多いです。

○随行者　山に帰すのは約1割。これは私ども、学習放獣と言っているんですけれども、それも推奨はしているんですけれども、実際にやるとなると、放獣する市町村がありますから、その人たちの同意を得られない限り、なかなか現場では放獣できない。放獣する方にとっては、自分たちの生活エリアにクマを持ち込まれるということ。よその被害を起こすクマを何でうちの方に放すのかという、やはり合意が得られませんので。

○猪島室長　結構、人里に下りてきて、人が食べるような食べ物を食べたクマというのは、例えばイチゴショートケーキとかを1回食べてしまうと、それがまた食べたくなるみたいなんです。例えば漬物とか、甘いものとか非常に好きです。あと、油もの。

捕まえて、からしスプレー等をかけて、もう人里に下りてくると痛い目に遭うよとお仕置きをして、奥山に戻しても、また下りてくる確率が結構高いんです。それと、下りてくれば、人と偶然出くわすと、危害を加えたりするので、地域住民、その代表である市町村長たちというのは非常に、やはり市町村民の安全、人命尊重が大事ですから、もう殺してくれというのが多いです。

○米田委員　でも、本当にシカもサルも深刻ですね。

いろいろありがとうございました。また、よろしく願いいたします。